

四国家サポーターズクラブ規約

(名 称)

第 1 条 本クラブは、四国家サポーターズクラブと称する。

(目 的)

第 2 条 本クラブは、四国の地域振興・観光振興に志を持つ企業や団体等が業種の枠を超えて集まり、みんなで協働して地域の賑わいを創出するなど、活性化に取り組むことで、四国の地域経済の発展に貢献することを目的とする。

(事務局)

第 3 条 本クラブの事務局は、四国旅客鉄道株式会社、日本郵便株式会社四国支社及び四国電力株式会社の 3 社が担うものとする。なお、事務局は、エスパードeskと称する。

(活 動)

第 4 条 本クラブは、第 2 条の目的を達成するために、事務局が中心となって、地域の賑わい創出に向けた様々な活動を企画・提案するとともに、各会員は協働可能な活動毎に、事務局と連携しつつ、参画するものとする。また、各会員からも地域の賑わい創出に向けた活動について事務局へ提案できるものとする。

(会 員)

第 5 条 四国において活動し、地域経済の発展に貢献したいという志を持つ企業や団体等であることを会員の条件とする。

(入 会)

第 6 条 本クラブの目的に賛同し、入会しようとする企業や団体等は、事務局の同意を得るものとする。

(退 会)

第 7 条 会員は、退会する旨を事務局へ通知することにより、本クラブを任意に退会できるものとする。

(費用負担)

第 8 条 本クラブは、会費を徴収しないものとし、事務局と各会員が協働する活動において共通して負担すべき費用が発生した場合は、参画する各社による均等負担を基本的な考え方とする。

(反社会的勢力の排除)

第 9 条 会員は、暴力団など反社会的勢力と関係を持っていないことを表明し、将来においても関係を一切持たないことを確約するものとする。なお、会員が反社会的勢力と関係を持っていることが判明した場合は、事務局からの通知をもって、会員資格を失うものとする。

附 則

本規約は 2021 年 3 月 3 日から施行する。